

複数同時検視及び身元調査に関する協定

第七管区海上保安本部（以下「甲」という。）と国立大学法人長崎大学（以下「乙」という。）は、海難等によって同時に複数の死者が発生した際、海上保安官が行う検視及び身元調査（以下「検視等」という。）のための協力に関し、次のとおり合意し協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定（以下「本協定」という。）は、甲が管轄する長崎県海域において発生した海難等により、同時に複数の死者が発生した際、海上保安官が検視等を行うため、乙の構内敷地及び施設並びに所有する設備等の使用と検案医師の派遣協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定に使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「海難等」とは船舶海難、人身海難、海上における航空機事故をいう。
- (2) 「構内敷地及び施設並びに所有する設備等」とは法医解剖室、遺体専用冷蔵室、遺体専用冷凍室、CT室その他必要な場所並びにそれぞれの室及び場所に置く設備等をいう。

（連絡体制の確立）

第3条 甲及び乙は、海難等発生時における連絡が迅速かつ円滑に行われるよう、平素から緊密な連絡体制を構築し、相互の連絡及び調整を行うため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるものとする。

（協力の要請）

第4条 本協定に基づき、甲は次の各号の協力について乙に要請し、乙は業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 検視等に必要な構内敷地及び施設並びに所有する設備等の使用
- (2) 検案医師の派遣
- (3) 遺体安置保管に必要な施設及び設備の使用
- (4) その他必要と認められる事項

2 甲から乙に対し協力を要請する場合は、連絡調整担当部署責任者との間

において、事案発生日時場所及び事案の概要を連絡し、必要な調整を行うものとする。

(関係者の立ち会い)

第5条 甲及び乙は、検視等に関して必要な関係者を立ち会わせる場合、相手方に連絡し、承認を得るものとする。

(保秘の徹底)

第6条 甲が公益上の必要性等から公表する場合、又は乙が教育及び研究の必要性がある場合を除き、本協定の運用に際して知り得た情報の管理を徹底し、他に漏らしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合は、本協定は期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 本協定の実施に当たり、疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して必要な事項について定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を所持する。

令和5年2月27日

甲 第七管区海上保安本部長

島谷 邦博

乙 国立大学法人 長崎大学長

河野 茂

「複数同時検視及び身元調査に関する協定」の連絡調整に関する担当部署

| | 甲 | 乙 |
|------|--|--|
| 担当部署 | 第七管区海上保安本部 警備救難部 刑事課 | 長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科 医療科学 専攻社会医療科学講座 法医学 分野 |
| 責任者 | 警備救難部 刑事課長 連絡先 TEL 093-321-2931 FAX 093-331-5828 mail jcg7-keiji-5m4s@ki.mlit.go.jp | 法医学分野 教授 連絡先 TEL 095-819-7076 FAX 095-819-7078 mail forensic_med_nagasaki@ml.nagasaki-u.ac.jp |